

《 法定相続人の範囲 》

1. 配偶者	常に相続人になります。
2. 配偶者以外	下記の方が配偶者とともに、相続人となります。
① 第一順位 ⇒ 子	子がすでに亡くなっている場合、孫が代襲相続人となります。
② 第二順位 ⇒ 父母 【第一順位の相続人がいない場合】	父母がすでに亡くなっている場合、祖父母が存命であれば 祖父母が相続人となります。
③ 第三順位 ⇒ 兄弟姉妹 【第一順位、第二順位の相続人ともいない場合】	兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合、甥姪が代襲相続人となります。